

○飯塚市NPO・ボランティア協働のまちづくり推進会議設置要綱

平成30年1月12日

飯塚市告示第3号

(設置)

第1条 飯塚市におけるNPO(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)及びボランティア団体との協働のまちづくりの施策を策定するに当たり、市民及び関係者の意見を広く反映させるため、飯塚市NPO・ボランティア協働のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) ボランティアセンターに関すること。
- (2) ボランティア団体等との協働のまちづくり施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協働のまちづくりの推進に必要と認められること。

(組織等)

第3条 推進会議は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内において、まちづくり活動等を行う団体の代表者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 事業者(市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。)の代表者
- (5) 公募による者

3 前項の規定により委嘱した委員のほか、推進会議に助言者を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。

2 前項の任期中に委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選任する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けた場合その職務を代行する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 会長は、会議において聴取した各委員の意見を取りまとめ、市長に提出する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。